

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	東京所沢線
供用開始の区間	所沢市大字久米字北久米二一七一番 八地先から同市大字久米字北久米二 一九二番九地先まで
供用開始の期日	令和五年十月二十七日
備 考	令和五年十月二十七日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第四十五号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長 四八・四〇メートル